

令和6年度
三重県社会福祉法人
運営研修会資料

令和6年5月

○この動画の目的等

- ・この動画は、社会福祉法人の運営を支援するため、三重県内の社会福祉法人の所轄庁である三重県及び各市で内容を協議し、作成したものです。
- ・動画の内容は、令和6年3月末時点で厚生労働省等から示されている内容を基に作成したものであり、今後見直される可能性がありますので、ご了承ください。
- ・動画の内容について、ご不明な点等がございましたら、貴法人の所轄庁までご連絡ください。



○本日の内容

- 1 令和6年度社会福祉法人運営に関する留意事項について
 - (1) 厚生労働省から示されている情報について
 - (2) 財務諸表等電子開示システムの運用について
- 2 令和6年度社会福祉法人等指導監査について
 - (1) 令和6年度社会福祉法人等指導監査の方針
 - (2) 社会福祉法人指導監査における指摘事項について
 - (3) 社会福祉施設指導監査における指摘事項について
- 3 その他
 - (1) 社会福祉法人認可申請ハンドブックについて
 - (2) カスタマーハラスメント防止対策について
 - (3) 労働条件明示のルール変更について
 - (2)(3)は厚生労働省三重労働局講義)



1(1) 厚生労働省から示
されている情報について

1-(1) 厚生労働省から示されている情報について

・厚生労働省から示された令和6年度に向けた社会福祉法人運営に関する留意事項は以下のとおりです。

ア 社会福祉連携推進法人制度について

イ 「地域における公益的な取組」の積極的な実施について

(厚生労働省ホームページ(URL) :

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_329761.html

に詳細資料が掲載されています。)



1-(1)-ア 社会福祉連携推進法人制度について

社会福祉連携推進法人制度の趣旨等

- ・ 令和4年4月から施行。令和5年10月1日時点で20法人が設立。
- ・ 福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢。
- ・ 同じ目的意識を持つ法人が、個々の自主性を保ちながら連携することで、経営コストの縮減、法人間のサービス手法・人材育成等のノウハウ共有、地域に不足するサービス資源の創出など、地域ニーズの変化に対応していくための様々な効果が期待できる。

⇒ 設立を検討する場合は、各認定所轄庁にご相談の上、
設立準備を行っていただくようお願いいたします。

(社会福祉連携推進法人に関する情報(厚生労働省ホームページ))

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html)



1-(1)-イ 「地域における公益的な取組」の積極的な実施について

・社会福祉法第24条第2項の規定により、全ての法人は「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない」とされています。

⇒新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、地域における福祉サービスの主たる担い手である社会福祉法人への期待が一層高まっていますので、地域の孤独・孤立対策や生活困窮者等に対する積極的な支援をお願いします。



1-(1)-ウ 「地域における公益的な取組」の積極的な実施について

○取組事例等（参考）

- ・ 社会福祉法人の生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」好事例集（厚生労働省）

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13289.html

- ・ 地域での計画的な包括支援体制づくりに関する調査研究事業「地域における公益的な取組に関する委員会」報告書（全国社会福祉協議会）

URL: https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/research/20190329_chiiki.html

- ・ 「社会福祉法人等の取組事例集」（三重県）

URL: https://www.pref.mie.lg.jp/KANSA/HP/000184863_00001.htm

